

平成二十六年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第八十三号

平成二十六年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令(以下「本政令」といふ)は、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十六年度における児童手当法第二十一条第一項の拠出金率は、千分の一・五とする。

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎